

# 美容所賠償責任補償制度とは…

お客さまにケガをさせたり、お預かりした物をこわしたり…  
このようなとき、おわびをするだけでは済みません。  
損害賠償責任が発生します。

この制度は、日本国内で美容所の美容業務にかかる不注意(過失)や、美容施設の欠陥による事故が原因で、補償期間中にお客さまなど第三者にケガをさせたりお預かりした物をこわしたりしたことによって、美容所が法律上の損害賠償責任を負担される場合に補償金をお支払いする補償制度です。損害賠償の認識も高まり賠償額も年々高くなる中、組合員の皆さまのお店の安定経営の一助として、是非**美容所賠償責任補償制度**にご加入ください。

身体賠償

財物賠償

## こんな時にお支払いします

### ◎美容師法に基づく業務による事故が対象となります。

美容所以外で施術する訪問美容は対象外です。ただし、「疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合」や社会福祉施設等入所者への訪問美容などは対象となります。

※婚礼その他の儀式に参列する者や、演劇・映画の出演者等に対する訪問美容は補償の対象となりませんのでご注意ください。

### お仕事に関連したもの

#### 業務遂行に起因する賠償責任(身体賠償)



●薬品や器材の使用を誤り、お客さまの頭皮・毛髪・顔面などに損傷を与えた。

●社会福祉施設等入所者や、美容所に来ることができない高齢者などの居宅などにて施術中、お客さまにケガをさせた。

#### 業務遂行に起因する賠償責任(財物賠償)



●施術中誤って、お客さまの衣服を汚した。

●訪問美容の際、染毛剤で老人ホームの床を誤って汚してしまった。

●お客さまのメガネを床に落としてこわしてしまった。

#### 受託物に起因する賠償責任



●お客さまから一時的に預かりした携行品(衣服・メガネ・バッグなどの受託物)を注意によりこわしたり、盗まれた。

#### 人格権侵害・宣伝障害による事故

●来店されたお客さまを万引犯と間違えて本当に拘束した後、無実であることが判明した。

### お店の設備などによるもの

#### 施設や設備等の賠償責任(身体賠償・財物賠償)



●床が漏れたままになっており、お客さまがころんとけがをした。



●店の管理不備で、標識灯や看板が飛んだり、倒れたりしたことで、通行人にけがをさせたり、車にキズをつけた。

## お支払いする補償金



●被患者となられたお客さまに支払う損害賠償金(治療費・慰謝料・修理工代・洗濯代・その他)、見舞品代



●事故発生後その損害防止軽減に必要な費用(応急手当・病院への護送費など)



●訴訟費用や弁護士費用(損保ジャパン日本興亜の事前承認を必要とします。)

## 掛金と補償額は

### ①掛金は1店舗あたり年間1,600円です。

※掛金は本制度の運営事務費(600円)および保険料(1,000円)で構成されています。

※掛金は全て各都道府県美容組合経由の収納となります。  
(この制度では口座振替を行いません。)

※運営事務費は本制度募集にあたって発生する費用(パンフレット発送費、電話代、事務管理費など)に使用されます。

### ②補償額は

身体賠償 1名につき5,000万円まで 1事故につき1億円まで

財物賠償 1事故につき300万円まで

受託物に関する補償は補償期間を通じて500万円が限度となります。

受託物のうち、現金およびアクセサリーなどの補償について…

#### ●現 金

盗難のみ対象となり、1事故2万円を限度として実額が補償されます。

#### ●アクセサリー、宝石、貴金属

補償の対象となるものは、時価(損害が発生した地における価額)5万円以下の物にかぎります。

※受託物以外のお客さまが身に付いているアクセサリーなどへの損害賠償については、1事故につき300万円まで補償します。

## 補償金をお支払いできない主な場合

#### 《施設所有管理者賠償責任、昇降機賠償責任、受託者賠償責任、人格権侵害・宣伝障害共通》

①故意による事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による事故

③被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

④原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任

⑤汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する事故

⑥石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故

#### 《昇降機賠償責任固有》

①昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する事故

②修理、保守、点検等のために使用される材料または部品(支給財物)の損壊による事故

#### 《受託者賠償責任固有》

①お客さまから預けられていない携行品の盗難、紛失による事故

②お客さまが店頭に置いた自転車、バイク、自動車などの盗難、破損による事故

③お客さまから預かった貨幣、紙幣の紛失による事故

④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等に起因する事故

⑤採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する事故

⑥最初の行為が補償期間の初日前に行われ、その後継または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する事故

⑦契約違反による宣伝障害に起因する事故。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。

⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する事故

その他にも、お支払いできない場合がありますので、詳しくは支部・組合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※仕事の結果に起因して発生した賠償事故については補償されません。(事故例)カラー施術の後日、シャンプーや汗によりお客さまの寝具や衣服を汚してしまった。